

生活福祉保健委員会－6月18日

【付託議案に関する質疑】

○質疑（辻委員） 指定管理者制度の導入は私も幾つか質問をしたいところですけど、公の施設への指定管理者の導入、これは公の施設に民間営利企業の全面的に対応すると、そういう要請にこたえて、この改正が行われて、今度の条例改正につながって・・・というふうに考えています。

そこで一番懸念している問題が、昨日の本会議で指摘されましたけれども、住民へのサービス、あるいは負担、サービスがどうなるか、従来どおり維持されて、そして住民負担が効率化、あるいは効果的な運営ということで・・・されていくんだらうかというような懸念をしているわけですけども、この点での住民サービスの後退等が制度導入に伴ってあってはならないと思うんですけども、そういう点での後退はないというふうに考えていいのでしょうか。全般的な問題になりますのでね。

○答弁（環境生活部長） 先ほど辻委員の方から御指摘の、例えば住民へのサービス、それから利用料金等の関係につきましては、これから定めます各施設の設置管理条例の中にきちんと規定するようにしております。利用料金につきましても、その上限・下限についてはきちんと条例の中に定めてまいりますので、御懸念の点については、指定をするときにもう決めまして、それぞれの担当の方でしっかりその点を踏まえた上での設置管理者の指定ということを行ってまいりたいというふうに思っております。

○質疑（辻委員） そういう歯どめをかけていくんでしょうけども、しかし、民間営利企業が参入するということになってきますと、事業報告書等々が出されたとしても、やはり利益にならないような施設に参入というのは当然入ってこないでしょうし、一定のそういった利益等々が出し得るというふうなところでの参入というふうな考えざるを得ないように思うんですね。そういう点でのやはり後退をするなら、本来の施設の設置目的等の後退・・・があるというふうな・・・をしております。

それで具体的に、例えば点字図書館については、現在、社会福祉法人に管理委託をしていますけども、この点字図書館については、社会福祉法人に指定管理者というふうに限定をするのか、それとも、それにこだわらずに広く民間企業等を含めて公募するように、そういうようなことにしようとしているのか、この点はいかがですか。

○答弁（身体障害者福祉室長） 点字図書館につきましては、身体障害者福祉法第34条で視覚障害者に情報を提供する施設ということで設置されたものです。その委託管理については、法律上でいえば、社会福祉法人等に限定するという規定は存在しないということで理解をしております。

したがって、幅広い民間業者も含めた公募ということになるというふうに考えております。

○意見（辻委員）　そういうことで幅広くやっていくんでしょうけども、やっぱり管理運営での利用者に不利益にならないようにやっていただきたいと思いますが、やはりこの指定管理者制度の導入はどういう民間企業、あるいはNPOやあるいは団体が指定を受けるかという具体のところははっきりしてこない、なかなか賛否の立場を宣言しにくいところがあるんですが、将来、いろいろとこの運営をしていく中で、やはり私はこの・・・について、民間企業に公の施設の管理運営をゆだねるといふ点では、行政施策のやはり後退、変質の危険が非常にあるという点で、この制度の導入は私は賛成しかねるといふ意見を申し上げたいと思います。

他の議案について、65号議案、67号議案については、いずれも賛成し得るものがありますが、指定管理者制度の導入案に重きを置きまして反対の立場をとらせていただき、・・・・・・しております。

【請願審査】

○意見（辻委員）　私は、この請願を採択していただいて、乳幼児制度の拡充を就学前までにすることをぜひ実施していただきたいというように思うのです。きょうの新聞報道でも、庄原市においては、県の制度を否決して、従前の就学前まで無料にするという方向に行くような記事が書かれていまして、昨日も福祉保健部長に県民の方も乳幼児制度の拡充ということで要望を持ってきたところです。廿日市市においても、就学前まで無料ということで、それぞれの市がこの県の制度にさらに上乘せをして制度の拡充を図っていると。このことは、それだけ県民にとって、この制度の拡充をやはり求めていることであって、そのことが少子対策の大きな励ましになっているというふうな視点を私は持っている・・・ですね。ぜひ採択していただきたいと思うんです。

そういう立場で、広島県も制度の一步の前進を図り、重点分野の少子対策の拡充を図っていくということが、やはり広島県としての今後のとるべき方向じゃないかということです。ぜひこの点で、この請願を全会一致で採択していただきますようお願い申し上げまして、意見表明といたします。

○意見（辻委員）　私は、ぜひ採択していただきたいという立場で、意見を述べさせていただきます。

6月の8日の日に私は宮城県立子供病院に調査に行ってきました。この病院は、昨年11月に60%、124床でオープンした独立型の総合・・・ここに写真も撮ってきたんですけども、もう外観から、あるいは中の施設内容から、やはり子供を中心にした総合病院としてつくられています。

ここの病院のスローガンは、すべての子供に命の輝きをと。そして、県としては財政難ですごい厳しいんですけども、未来への投資を行っている、そういう県民に対して明るい希望を持たせるような意見を表明しながら、つくられた病院でした。

やはり驚きましたのが、総合病院の中の小児科、あるいは病院が子供病院に変わっていったという、そういう病院じゃなくて、子供を中心とした先生方が集まられているということですから、診療科はほぼそろっているんですけども、チーム医療が壁なくして進んで、非常に大きな効果を発揮しているということで、小児科の先生方が胸を張って治療に当たられていると。それがまた小児科医の養成にもつながっていくというようなことも言われていました。

それから、子供の恐怖心を取り除くという人員の配置ですね、チルドレンライフスペシャリストという方も配置をして、子供が手術していると非常に怖がるんですけども、事前にもうその方がつきっきりで、精神的なケアもして、子供がにこにこして手術室に入ると。退院も笑顔で退院していくという、そういうふうな病院として非常に県民から歓迎されています。

山形県からも議会が視察に来て、山形県も高度医療の子供の病院ですぐに活用させてほしいということで、東北地方にはこういう独立型の子供病院がありません。そういう総合的な子供病院がまさに東北地方の1つの大きな拠点になって、それが宮城県の活性化にも、あるいは県民への希望を与えるような拠点になっていると。医療、それからスタッフの確保、さらに育成に大きくつながっていております。

この中国地方にそのような子供病院がないというのは本当に情けない話なんですけども、広島県も少子対策、重点をここに置くのであれば、やはり私はこうした子供病院も大いに建設の方向を示して、県民に明るい話題と、さらにその中国の拠点としての中枢拠点とするのであれば、このような福祉の面での、医療の面での先進的な病院をつくっていくべきではないかと思っております。

財政難が厳しいのはどこも同じですけども、それは歳出、あるいは総合的な施策を勘案していく中で、私はこの財源は捻出できると思っております。事業費は、総設備を入れて156億ぐらいかかっていますけども、運営に当たっては公設民営方式を採用して、病院経営で非常に実績を上げている法人がかかわっているという点でも、財政的にも負担をかけないようにというようなことで対応されているという点からも大いに参考になった視察でした。

それぐらいしても、県民のこれだけたくさん将来も集まっているということも含めて、ぜひこの請願を採択していただいて、広島県も前進に・・・いただくお願いを申し上げて意見表明とします。

【一般所管事項に関する質疑】

- 質疑（辻委員） この議論を聞いて率直に思うに、もう県の当事者能力はないということ、明らかにそう思うんです。この事件の特殊性と問題の単純性というのは、もう明らかなんです。特殊性という問題で先に延ばしていると、私は相手の前理事長、これはもう前回も言いましたように、全日本同和会の会長ですよ。今の施設長からしても怖い人だというような立場で、いろいろと何か対応しておっただと思う

んですね。そういうふうなことが1点、やっぱりあると思うんです。しかも、その単純性という点では、開園以来、県の指導監査、あるいは指導改善について、一切これを受け入れなかったと。それが十数年も続いてきて、その過程に因島の幸伸会、・・・園の問題が出て、県の・・・に改善をしたという経過を経ている中で、さらにこの幸伸会については改善されなかったということが、私はもうあるんですよ。

そうすると、県も改善対応マニュアルで改善をして、そしてその後の経過から考えましたら、県が毅然とした態度でやっていけば、これはもう問題は改善命令から当然、法人の解散を含めた法的な措置もあり、射程に入れた形で事は進んできたはずなんです。それをやらなかったのは一体なぜなのかという点は、私は全然えぐられてないと思うんですよ、県の当事者の中で。そのことを私は放置しながら、こういう委員会を立ち上げるというようなことは、これはこの委員会を立ち上げた意味がないと思うんですよ。私は、どういう議論がなされてこういうふうになったのか、ここを明らかにしてほしい。

それから、先ほど総室長が言われたけど、(2)のところで法的措置への移行を含めて検討してもらおう。これは基準がなかったから、ここで基準をつくってもらおうというんでしょう。こんなことは、何もこの検討委員会で判断する内容じゃないですよ。広島県が、過去何回、例えば改善指導を行ったと。それにもかかわらず、それに従わなかったと。普通の法人でしたら、大体県のいろんな改善指導が出たら、それに素直に応じて改善していきますよ。

ところが、毎年行って、施設が非常に劣悪な状態になって、そういう状況を見ながら、なぜできなかったのかというのは、深く掘り下げてないですよ、まだ。それも掘り下げをやって、こういうふうな意見が出て、委員会でもここへ出していただいて、なおかつこういう委員会が要るということだったら、それはわかりますよ。そういうことを抜きにして立ち上げるというのは、私はやっぱり問題があると思いますよ、これは。見直しをするべきだと思うんです。

2点、どうですか、部長。

○答弁（福祉保健部長） まず、この法人についての今後の方針でございますが、先ほど言いました3点について、これを実施していくということが最大の我々の責務だと思っております。

そして、それを厳密にやらせるということが、これがまた御指摘にもございましたが、我々県の姿勢を示すと、ほかの法人に対して示すという意味も重要であるというふうに思っております。

また、この委員会につきましては、先ほど御説明いたしました、我々自身のこれまでの反省点について、不足点があるかどうかを外部の委員会の意見をもらうものでございまして、我々自身の反省を抜きにここで何かをしてもらうということを考えているわけではございません。ここで我々が問題点を整理しまして、そ

れをここでも意見をもらおうというふうに考えております。したがって、この委員会に責任を押しつけるといいますか、判断をゆだねるといいますか、そういうものでないということはもう一度。

○質疑（辻委員） それじゃ通らない話ですよ。もう・・・しか・・・けども、それはもう、だったら部長、県の方でこの問題でどういうふうなね、ああいう・・・まで出したのが、反省点でなくて、もっと深まった反省した内容を当委員会に出して、それからこういうことを考えておりますけど、どうかということを出直ししたらどうですか。もう少しね、全然今までの、幸伸会でいえば、開園以来からの改善が進まなかった、この内容の原因究明がなされてないですよ。そういった議論をどうなされて、どうなったのかということ委員会にも出して、それからこういう方向も考えているというふうにされたらどうですか。今までと同じだったということ。

○答弁（福祉保健部長） もちろんこの検討会だけでそういうものをするというふうには毛頭ございませんで、委員会で御議論をいただく、報告をさせていただくというのはもちろんでございます。それをももちろん抜きにしまして、それだけで事を済ませようとか、そういうふうに考えているわけではございません。したがって、広くこういう場所で御意見をいただきながら、我々自身の案をつくりまして、また当委員会に御報告させていただきまして、御議論いただくというふうに考えているところでございます。

○意見（辻委員） これね、改善マニュアルが実効性がなかった。それから、開園以来からの改善も進まなかった。こういうことを考えたときに、県自身の、当事者としてどうだったということがまず第一だと思うんですよ。そのことをなきにして、こういうことをつくっていくこと自身が・・・を重ねることだから、こういう方向はまずみずからの反省点をしっかりえぐって、相手方のこともよく吟味した上でどうだったのか、他の社会福祉法人に対する指導監査、あるいは改善指導に対してどうだったのか、この園はどうだったのかという、極めてその辺ははっきり県の中で議論をしたものを出すという、そういう方向を出すなら出すというふうにしていただきたいと思います。意見として、これは・・・。